

介護・障害福祉サービス事業者への 第6回伯耆町ガソリン等購入助成券配布事業

事業者
支援

地域の在宅介護体制の維持を図り、町民生活の安全安心の確保につなげることを目的に、介護・障害福祉サービス事業者に対して、町内の取扱店でガソリンや軽油を購入する際に使用できる助成券を交付します。



対象事業者 町内に事業所等を有する介護・障害福祉サービス事業者

対象事業・サービス等

事業種別	対象事業・サービス	対象車両
介護サービス事業 障害福祉サービス事業	通所系サービス、訪問系サービス	対象サービスを提供するために、利用者の送迎または利用者宅への訪問に使用している車両

交付する助成券 対象車両 1 台につき 2 万円分 (1,000円券×20枚つづり)
※ 1 事業者あたり 20 万円分が上限となります

申請期間 11月1日(金)～12月20日(金)
※ 助成券の受け渡しは12月以降となります。

申請窓口

事業種別	提出先(担当課)	電話番号
介護サービス事業	健康対策課 生活相談室	0859-68-5535
障害福祉サービス事業	福祉課 福祉支援室	0859-68-5534

※ 制度の詳細、申請書等はホームページに掲載していますのでご覧ください。

※ 12月には、各世帯への助成券の配布を予定しています。詳しくは、広報ほうき12月号に掲載予定です。



問い合わせ先

住民課 (ガソリン等購入助成券担当)
☎ 0859-68-5531

ご連絡ください 「建物の新築、増改築、取り壊し」

みなさんがお持ちの建物（住宅、物置、土蔵、車庫、農機具庫など）には、固定資産税を課税しています。この固定資産税は、基準日（毎年1月1日）に課税台帳に登録されている建物に対して課税しています。建物を新築、増改築すると、翌年度から固定資産税が課税されますので、工事が完了した建物を持っている人は、ご連絡をお願いします。

また、以前に建てられたもので調査に伺っていない建物を持っている場合や、既に取り壊した建物がある場合にも、ご連絡をお願いします。

問い合わせ先

住民課 税務室 ☎ 0859-68-3114

